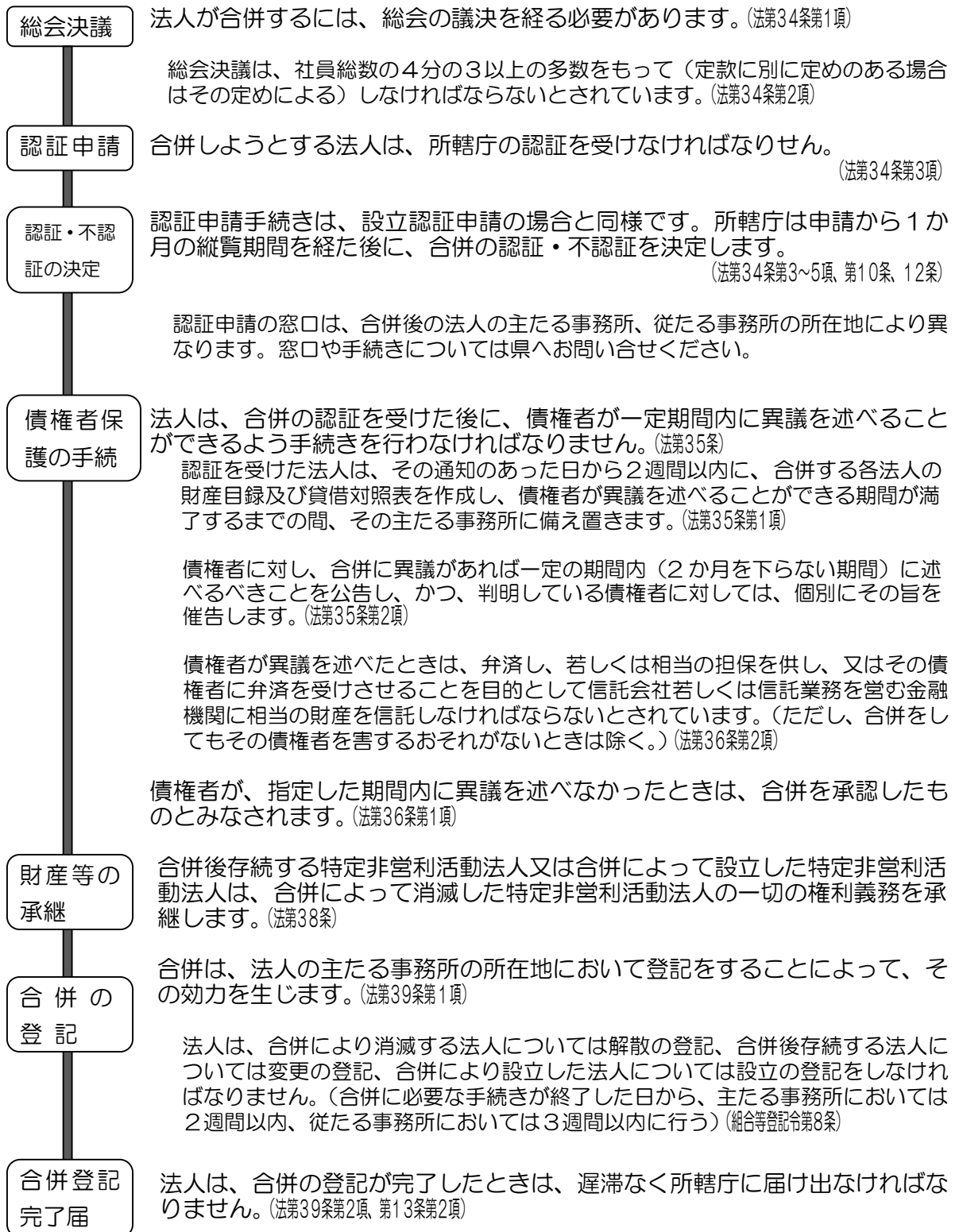


第4章 法人の合併と解散

1 合併

法人は、所轄庁の認証を受けて、他の特定非営利活動法人と合併することができます。(法第33、34条)

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類（複数部数となっているものは、縦覧、閲覧に供する書類です。）

① 合併認証申請書

	書類の名称	部数	参照	備考
1	合併認証申請書（第14号様式）	1	P85	様式
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	3	2～11については、設立認証申請の手続きを参考にしてください。 (P13～)	
3	定款	3		
4	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）	3		
5	各役員が法第20条に各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	1		
6	各役員の住所または居所を証する書面（住民票等）	1		
7	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1		
8	法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1		
9	合併趣旨書〔3部〕	3		
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	3		
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	3		

② 合併の登記

	書類の名称	部数	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟地方法務局にお問い合わせください。(P161)
2	定款	1	
3	所轄庁の合併認証通知書 （原本とともに写しを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをします）	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書（議事録の謄本、役員就任承諾書）	1	
5	合併により消滅する法人の登記事項証明書 （当該登記所の管轄内に主たる事務所があるものは除く）	1	
6	債権者に対する異議の申し出に関する公告及び催告（法第35条第2項関係）並びに異議を申し出た債権者への弁済等（法第36条第2項関係）の手続を経たことを証する書面	1	

注）上記のほか新設合併の場合、法人の印鑑登録のため、印鑑届出書、法人印、代表者の印鑑証明書が必要です。

③ 合併登記完了届

	書類の名称	部数	参照	備考
1	合併登記完了届（第15号様式）	1	P86	様式
2	登記事項証明書	1	法務局発行のもの	
3	登記事項証明書の写し	2	2の写し	
4	法第35条1項の財産目録（P83 合併の手続き参照）	2	—	—

※ 法人の合併により、上記以外にも県地域振興局県税部や市町村税務担当課、税務署などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関など、活動状況に応じ届出等が必要と思われるので、各関係機関にご確認ください。

第 14 号様式 (第 13 条関係)

合併認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

申請者

合併しようとする特定非営利活動法人 (甲)の名称	特定非営利活動法人	〇〇〇
代表者の氏名	理事長	〇〇〇〇 法人印
電話番号	025-333-4444	
合併しようとする特定非営利活動法人 (乙)の名称	特定非営利活動法人	△△△
代表者の氏名	理事長	△△△△ 法人印
電話番号	0254-55-6666	

下記のとおり合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後存続する特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 □□□
- 2 代表者の氏名
〇〇〇〇
- 3 主たる事務所の所在地
〇〇市〇〇〇町 1 丁目 1 番地 1
- 4 定款に記載された目的

「合併後存続する」の部分は、合併の形態により下記のように記載
吸収合併の場合…「合併後存続する」
新設合併の場合…「合併によって成立する」

合併後の法人の定款に記載された目的を、定款のとおりに記載

注 主たる事務所の所在地は、町名及び番地まで記載すること。

添付書類

- 1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 2 定款〔3部〕
- 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）〔3部〕
- 4 各役員が法第 20 条に各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 5 各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 8 合併趣旨書〔3部〕
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔3部〕
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔3部〕

第 15 号様式(第 14 条関係)

合併登記完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

住所	〇〇市〇〇〇町1丁目1番地1
届出者 名 称	特定非営利活動法人〇〇〇
代表者の氏名	理事長 〇〇 〇〇 法人印
電話番号	025-234-5555

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項の規定により準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及び当該証明書の写し〔2部〕
- 2 財産目録〔2部〕

2 解散及び清算

特定非営利活動法人は、次のような事由により解散します。(法第31条第1項)

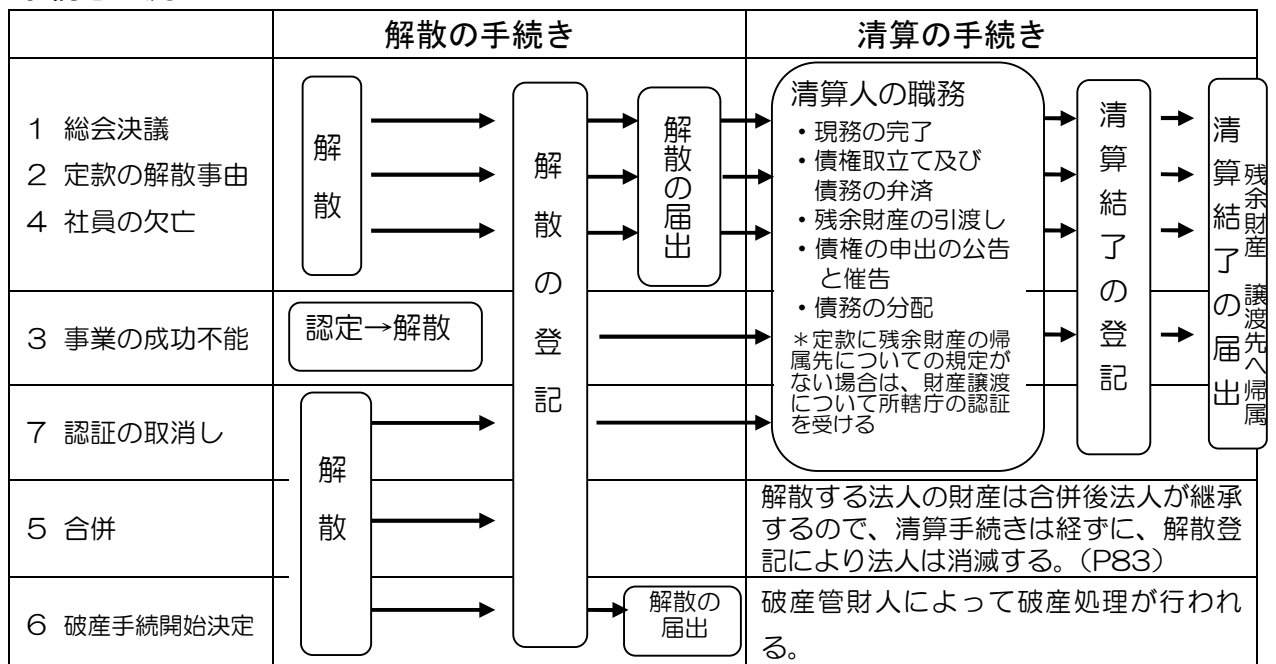
解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します。(法第31条の4)

解散した場合、清算が終了した場合には、所轄庁に届け出なければなりません。

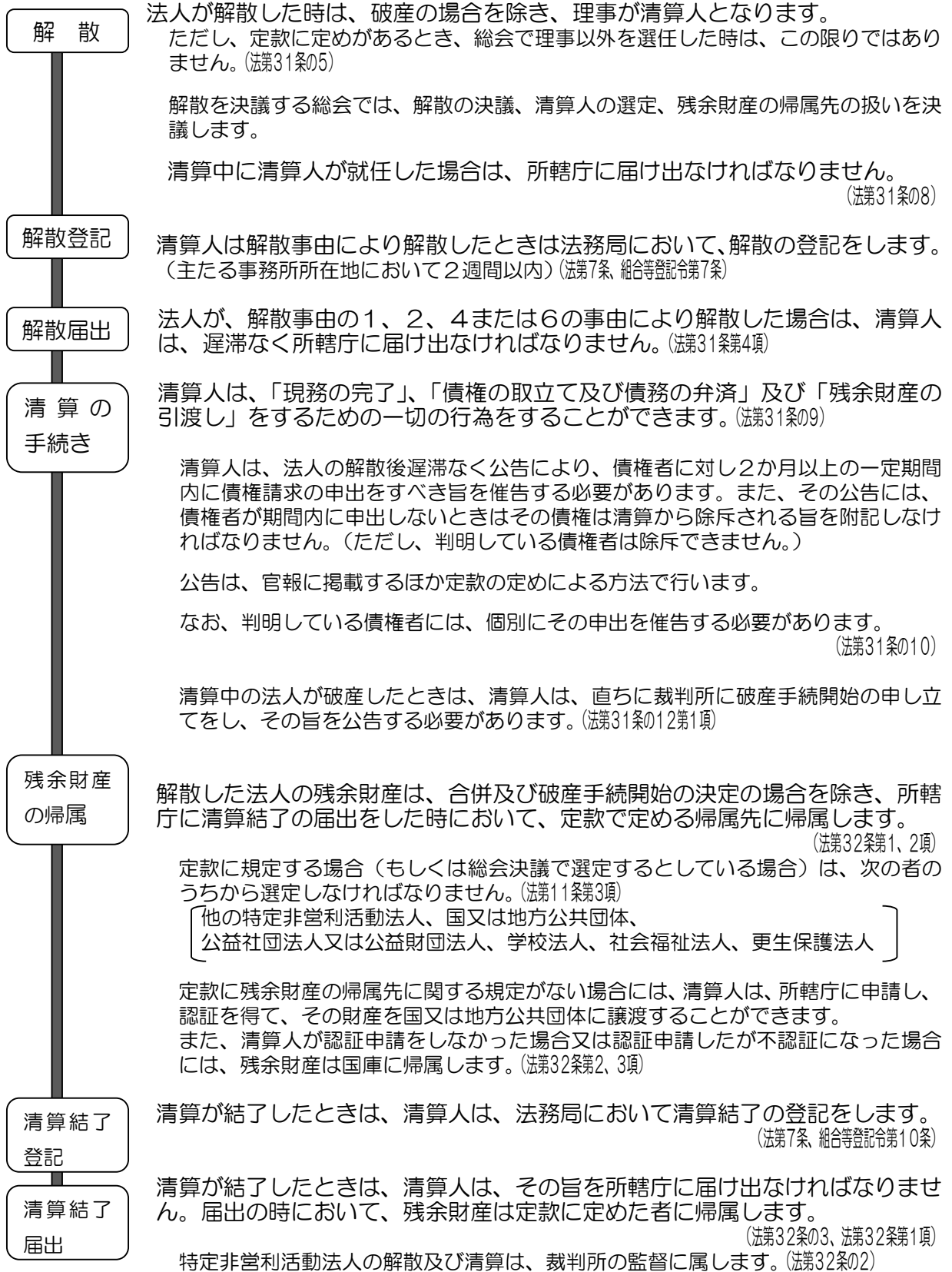
(法第31条第4項、第32条の3)

	解散の事由 (法第31条第1項)	要件等	解散時期
1	社員総会の決議	法人の社員総会において、社員総数の4分の3以上(定款に別に定めがあるときはその定めによる)の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。(法第31条の2)	総会で議決したとき
2	定款に定めた解散事由の発生	法の規定以外に、解散の事由を定款に定めている場合、その事由が発生したときに解散します。	事由発生 のとき
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことについて、所轄庁の認定がなければ解散することはできません。(法第31条第2項)	所轄庁が認定したとき
4	社員の欠亡	社員が全くいなくなった場合に、解散します。	要件に該当したとき
5	合併	合併の認証をうけて、相手法人に吸収合併となると、合併により新設法人になるときに解散します。(P83)	
6	破産手続き開始の決定	法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事又は債権者の申立てにより若しくは職権により破産手続きの開始の決定をすることになります。(法第31条の3)	
7	設立の認証の取消し	改善命令に違反し、他の方法によっては監督の目的を達成できないときなどは、所轄庁は認証を取り消すことがあります。(P92)	

(1) 手続きの流れ



(一般的な解散の手続き)



(2) 手続きに必要な書類

① 事業の成功の不能による解散についての認定申請

	書類の名称	部数	参照	備考
1	解散認定申請書（第9号様式）	1	P142	様式
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面（任意の様式）	1	—	—

② 解散及び清算人就任の登記

	書類の名称	部数	参照	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟地方 法務局へお問い合わせ ください。 (P162)	
2	解散の事由の発生を証する書面（総会議事録等）	1		
3	清算人就任に関する書類（定款、議事録など）	1		

注) このほかに、清算人についての印鑑届書の提出が必要です。

③ 解散届

	書類の名称	部数	参照	備考
1	解散届（第10号様式）	1	P90	様式
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの	

④ 清算人就任届（清算中に清算人が就任したときの届出）

	書類の名称	部数	参照	備考
1	清算人就任届（第11号様式）	1	P144	様式
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—	—

⑤ 財産譲渡認証申請（定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合）

	書類の名称	部数	参照	備考
1	残余財産譲渡認証申請書（第12号様式）	1	P145	様式

⑥ 清算終了登記

	書類の名称	部数	参照	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟地方 法務局へお問い合わせ ください。	
2	清算事務報告書	1		

⑦ 清算終了届

	書類の名称	部数	参照	備考
1	清算終了届（第13号様式）	1	P91	規則様式
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの	

※ 法人の解散により、上記以外にも県地域振興局県税部や市町村税務担当課、税務署などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関など、活動状況に応じ届出等が必要と思われるので、各関係機関にご確認ください。（P41 参考）

第10号様式(第10条関係)

解 散 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇
届出者 清算人 住所又は居所 〇〇市〇〇〇町1丁目3番地2
氏 名 〇〇 〇〇 印
電 話 番 号 025-222-1111

下記のとおり特定非営利活動促進法第31条第1項第1号に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散したので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

の部分は、法31条第1項のうち該当するものを記載します。
第1号・・・総会決議
第2号・・・定款に規定の解散事由
第4号・・・社員の欠亡
第6号・・・破産手続き開始の決定

1 解散の理由

.....の理由から、〇年〇月〇日開催の社員総会の決議により解散した。

2 残余財産の処分方法

残余財産は、△△△△△△△に譲渡する。

解散事由に応じて理由を記載

定款の定め、または総会で決議した財産の帰属先を記載

添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

第13号様式(第12条関係)

清 算 結 了 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇
届出者 清算人 住所又は居所 〇〇市〇〇〇町1丁目3番地2
氏 名 〇〇 〇〇 ⑩
電 話 番 号 025-222-1111

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書